

NPO法人モンキーマジック(Monkey Magic)
セーフガーディングポリシー(安全保護方針)に関する報告の取り扱い

1.はじめに

この「報告の取り扱い」(以下、本文書)は、NPO法人モンキーマジック(以下、当法人)のセーフガーディングポリシー(以下、当ポリシー)を違反した場合に、どのように報告や対応を行うのか示したものです。

2.報告

- 2-1 当ポリシーに対する違反行為や疑わしき行為を認めた場合には当事者または発見者(告発者)が速やかに口頭またはメールにて担当者へ報告します。スタッフが相談を受けた場合でも、担当者へ報告する義務があります。
- 2-2 報告を受けた担当者は、以下の情報を文章化する必要があります。
- ・ 発見者(告発者)の名称
 - ・ 違反行為を受けた当事者の名称(告発者と異なる場合)
 - ・ 違反者の名称
 - ・ 出来事の概要
 - ・ 出来事の日時や場所などの詳細
- 2-3 報告を受けた担当者は、24時間以内に窓口の担当者へ報告し、対応方法の検討を行います。
- 2-4 告発者または当事者が対応へ不満がある場合は、外部団体へ報告できる環境が保護されます。

3.対応方法の検討

- 3-1 報告に対する責任者を決定します。
- 3-2 責任者は担当者からの情報を元に当事者や違反者から必要な情報を集め調査報告書を作成します。
- 3-3 責任者は作成した調査報告書を元に、報告内容が当ポリシーを違反しているのか判断します。
- ・ 違反行為が認められた場合は、違反者に対する処罰等の対応を検討します。
 - ・ 違反行為が認められなかった場合は、告発者・当事者に対し納得してもらえるように説明する義務があります。
- 3-4 報告された内容が、当法人内で解決できない場合は、必要に応じて外部組織へ相談することができます。
(当事者が18歳未満の子どもの場合や傷害事件などの場合)
- 3-5 外部組織へ相談する場合は、当事者へ許可をとった上で情報を開示します。
- 3-6 報告された内容は理事、社員等に共有する必要があるかどうかを検討します。共有する場合は、告発者・当事者のプライバシーが保護された状態で開示します。

4.処罰の決定

- 4-1 責任者は調査報告書を元に違反者に対する処罰を検討し、理事会にて決定します。
- 4-2 責任者は決定した処罰を違反者に告げ、遂行します。

5.被害者等への支援

- 5-1 必要に応じて、被害者等に対し心理的ケアまたはカウンセリング、医療支援などの支援を提供します。
- 5-2 支援は被害者等の意思を尊重して提供されます。

6.変更

- 6-1 本文書は、2年に1度以内に行われるセーフガーディングポリシーの改訂に合わせ見直され、理事会の決議により変更することができます。

【沿革】

2021年8月10日 制定、施行
2024年6月30日 改訂
2026年6月30日 改訂